

災害時におけるL P ガス供給に関する協定書

亀岡市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、亀岡市（以下「甲」という。）と社団法人京都府エルピーガス協会亀岡支部（以下「乙」という。）とは、炊き出し用等L P ガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、亀岡市地域防災計画に基づき、災害時において甲が開設する避難所等（以下「避難所等」という。）における炊き出し用等L P ガスの供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡の窓口および体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめL P ガス供給に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、相互に連絡を行うものとする。

2 乙は甲から要請があったときには、社団法人京都府エルピーガス協会亀岡支部会員に連絡を行い、迅速にL P ガスを避難所等へ供給できるよう必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（L P ガスの供給要請）

第3条 甲は亀岡市地域防災計画に基づき、避難所等における避難住民に対する炊き出し等を行うため、L P ガスを供給する必要があると認めたときは、乙に対し、当該ガス供給の協力を要請することができるものとする。

2 甲は乙に対し、L P ガスの供給を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

3 乙は前項の規定により甲から供給要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所等）

第4条 避難所等とは、甲が指定する避難施設及び臨時に開設する避難施設・避難場所とする。

（安全点検）

第5条 乙がL P ガスを供給するときは、燃焼器具の安全点検を行わなければならない。

（使用料）

第6条 L P ガスの使用料は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（L P ガスボンベの受け渡し）

第7条 乙は避難所等にL P ガスボンベを配送したときは、避難所等の管理責任者に「納品書」を渡すとともに「物品受領書」を受け取るものとする。

（使用料の支払い）

第8条 甲は乙から供給を受けたL P ガスの使用料を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当窓口が協議して定めるもの

とする。

(有効期間)

第10条 この協定は平成17年11月14日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年11月14日

(甲) 亀岡市長 栗山正隆

(乙) 社団法人京都府エルピーガス協会
亀岡支部長 仙賀尉弘